

議案第 8 3 号

広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり広島県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年指令市行第 6 6 号）の一部を変更することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

三次市長 福 岡 誠 志

広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

広島県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年指令市行第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。